

グッドカンパニー大賞 候補企業推薦要領

公益社団法人中小企業研究センター

グッドカンパニー大賞は全国の中小企業の中から経済的・社会的に優れた成果をあげている企業を選んで贈られる中小企業のための賞です。1967年創設以来受賞企業は777社に及び、受賞後多くの企業が発展を遂げています。

1. 候補企業の資格

原則、中小企業基本法に定義する中小企業の基準を満たす、創業あるいは設立後3年以上の法人企業及び個人企業。ただし、上場企業又は中小企業基本法に定義する中小企業の基準を超える会社の子会社・関連会社は除きます。

- (注) ① 優秀企業賞、特別賞ならびに新技術事業化推進賞又はイノベーション事業化推進賞を受賞した企業については、受賞年の翌年から数えて3年以上経過し、かつ上記の資格要件を備えている場合はグランプリの候補として推薦することができます。グランプリを受賞した企業は除きます。
- ② 当該企業またはその企業グループの規模・形態等により、候補企業の資格がないものと看做される場合があります。
- ③ 法人企業には、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律などに基づいて設立された事業協同組合・企業組合、協業組合などの共同事業体を含みます。
- ④ 候補企業の資格は、申込の時点および最終決定の時点で判定します。

* 中小企業基本法に定義する中小企業の基準（【A】又は【B】を満たす）

【A】資本金の額又は出資の総額 【B】常時使用する従業員の数

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ① 製造業 その他業種
(②～④を除く) | 【A】3億円以下
【B】300人以下 |
| ② 卸売業 | 【A】1億円以下
【B】100人以下 |
| ③ 小売業 | 【A】5,000万円以下
【B】50人以下 |
| ④ サービス業 | 【A】5,000万円以下
【B】100人以下 |

尚、「業種分類」「常時使用する従業員」の詳細は、中小企業庁ホームページFAQ「中小企業の定義について」をご参照ください

2. 表彰の種別と基準

(1) 【総合部門】

- ・**グランプリ** 経営の刷新、技術開発、市場開拓、流通改革の分野において、特に顕著な成果をあげ、優れた内容を有する企業であって、最近3年間の業績推移が相当なものであり、今後も伸展が期待される、全国水準において優れた企業。2社以内選定します。

- ・**優秀企業賞** 経営の刷新、技術開発、市場開拓、流通改革の分野において、特に顕著な成果をあげ、優れた内容を有する企業であって、最近3年間の業績推移が相当なものであり、今後も伸展が期待される、全国7地区においてグランプリに準ずる優れた企業。原則として各地区1社、全国で9社以内選定します。

[7地区]…北海道・東北、関東、北陸・甲信越、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄

- ・**特別賞** 省資源、環境保全、内需開拓、雇用福祉、地域振興など現代社会の緊要な要請に対して特に貢献度が高い企業であって、最近3年間の業績推移が相当なものであり、将来性があると認められる企業。2社程度選定します。

(2) 【イノベーション部門】

・イノベーション事業化推進賞

新事業・新技術の独創性、革新性に秀でており、事業として売上成果をあげているとともに、将来性があると認められる企業。新事業・新技術等に基づく製品・サービス等は概ね過去5年以内に売上開始したもので、かつ売上高または利益等が相当の割合を占めるものとする。5社以内選定します。

<補足説明>

(1) 【総合部門】 グランプリ、優秀企業賞及び特別賞の表彰基準について

- ① これらの成果は、単に当該企業の業績伸長にとどまらず、広く産業・経済・社会の発展に貢献し、地域社会と共生する良き一員として模範となるものです。
- ② 過去3年間に於ける業績推移については、一時的に停滞していても今後伸展を期待し得る具体的な事由があればさしつかえないものとします。
(この場合は停滞している事由と伸展の見通しを明記してください。)
- ③ 「経営の刷新」とは
経営の各般にわたる刷新や経営資源の有効活用等により、強い企業体質を築いたり、新しい事業分野を切り拓いたり、活力に満ちた魅力ある職場づくりに成功しているものです。
- ④ 「技術開発」とは
国産技術の開発として注目され、その事業化により著しい成果をあげたものです。基礎技術が第三者の技術に基づいていても、開発技術の水準が高く、製品の高度化・優秀性に反映されているものも含まれます。
- ⑤ 「市場開拓」とは
新しい業態やビジネスモデルの開発、新しいシステムの構築、あるいは独創的な商品やサービスなどによって市場の創出・拡大を図り、著しい成果をあげたものです。
- ⑥ 「流通改革」とは
流通経路、輸送や販売方法などにおいて新機軸を打ち出し、著しい成果をあげたものです。
- ⑦ 特別賞「緊要な要請」の例示について
・「省資源」とは、省資源・省エネルギー技術又は製品の開発、代替エネルギー（太陽光・バイオマス等）や代替原料の開発などに成功していることです。

- ・「環境保全」とは、クリーンなエネルギー・資源の開発、有害物質の処理技術又は代替品の開発、廃棄物処理・リサイクル技術・装置の開発、その他環境問題に効果的な製品の開発など、環境保全に貢献の高いことです。
- ・「内需開拓」とは、独自のビジネスモデルの開発などにより、新事業分野を開拓あるいは潜在需要を掘り起こすなど、国内需要の開拓・拡大に成功していることです。
- ・「雇用福祉」とは、継続的に雇用の維持拡大に努めたり、高齢者や障がい者の雇用を積極的に行ったり、事業を通じて雇用や福祉に貢献の高いことです。
- ・「地域振興」とは、商品の改良や高級化、新商品の開発等により、特色ある産地づくりに寄与し、地域経済の基盤強化に貢献の高いことです。

(2) 【イノベーション部門】 イノベーション事業化推進賞の表彰基準について

- ① 「事業・技術等の独創性、革新性」とは
独自に新規開発・考案したもの、あるいは既存のものや第三者の開発・考案したものを改良工夫することによって新規開発・考案と同等の独自性を持ったものです。
- ② 「事業として売上成果をあげている」とは
開発・考案した技術等が製品化され、売上げ成果をあげているものです。試作品レベルでの売上はこれに該当しません。
- ③ 「概ね過去5年以内に売上開始」とは
新事業・新技術等に基づく製品・サービス等が、概ね5期前の決算期内に初めて事業として売上実績が計上されていることです。
- ④ 「売上または利益等が相当の割合」とは
「売上または利益等」とは新事業・新技術等に基づく製品・サービスの売上・利益等であり、「相当の割合」とは全体の1割程度を目途とし、今後3年以内に全体の3割程度を占める主要事業とする計画があり、その妥当性が認められるものとします。

3. 賞の内容

表彰状、純銀メダルおよび奨励金(*)を贈呈します。

(*) 【総合部門】 グランプリ100万円 優秀企業賞50万円 特別賞30万円

【イノベーション部門】 イノベーション事業化推進賞50万円

4. 候補企業の推薦機関

文部科学省、全国の経済産業局・沖縄総合事務局経済産業部、商工会議所（連合会）、商工会（連合会）、東京・名古屋・大阪中小企業投資育成株式会社、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5. 推薦の手続き

(1) 推薦書 推薦書（含む別紙）および添付書類は1社につき1通ご提出下さい。

用紙は当センターのホームページからダウンロードできます。

◎推薦の区分け

推薦に際しては【総合部門】か【イノベーション部門】のいずれかを選択ください。

【総合部門】：グランプリ・優秀企業賞・特別賞

【イノベーション部門】：イノベーション事業化推進賞

◎推薦書

【総合部門】：グランプリ・優秀企業賞・特別賞

共通用紙（推薦理由）、共通用紙別紙A（候補企業調査表）

別紙B（製品（商品）に関する主要な産業財産権）

【イノベーション部門】：イノベーション事業化推進賞

共通用紙（推薦理由）、共通用紙別紙A（候補企業調査表）

別紙C（イノベーション事業化推進賞対象の新技術・製品・サービス等）

◎添付書類（(1) (2) は必須、(3) は対象がある場合、(4) は可能な範囲でご準備下さい。）

(1) 主要製品（商品）、サービスに関するカタログ

(2) 最近3期の決算報告書

（含む 販売費及び一般管理費明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書）

(3) 主な（*）関連会社（国内・海外とも）最近3期の決算報告書

（含む 販売費及び一般管理費明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書）

（*）推薦企業、その代表者等が出資し実質的な経営権を有している法人等

(4) その他 会社（又は事業）経歴書、組織図（所属人員付記）、工場設備概要など参考となる資料

(2) 締切日 **2025年6月16日（月）必着**

(3) 送付先

〒110-0016 東京都台東区台東4丁目28番11号（御徒町中央ビル3階）

公益社団法人中小企業研究センター

電話：03(3831)9061（代表） FAX：03(3831)9069

E-mail：info@chukiken.or.jp

・推薦書類・添付書類に不備がある場合は受付できない場合がありますのでご了承ください。

・ご提出いただいた書類のご返却には応じかねますのでご了承ください。

・書類の取扱には注意し、情報管理に万全を期します。

6. 審査

(1) 当センターの審査専門委員会の審査・検討結果を基に審査委員会が審議し最終決定します。審査過程において必要に応じ候補企業の現地調査を実施、経営者との面談を行います。

(2) 審査にあたっては、各地区の経済社会事情や候補企業の特徴・努力度などについても配慮しますが、全体の表彰件数との関係や他の企業との比較で必ずしも受賞とならないことがあります。

7. 表彰企業の決定 2025年12月上旬

候補企業とその推薦機関には決定次第通知します。

8. 表彰式

2026年2月上旬（予定）

9. 後援

経済産業省中小企業庁（申請中）